

安平町高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画（案）に関する 意見募集

安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に関するパブリックコメント手続きを実施します。

安平町の高齢化率は令和2年9月末時点で37.0%となっており、その進行は第7期介護保険事業計画で見込まれた推計を上回っています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能とすることを目的とした「地域包括ケアシステム」の推進に取り組むため、令和3年度から3年間の計画期間とする高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定を進めています。

つきましては、広く町民の皆さんの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）

2. 公表する資料

安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）

3. 資料の閲覧方法等

①次の場所で閲覧できます。

健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②町ホームページ

※町ホームページをご覧になれない方は、健康福祉課国保・介護グループへご連絡ください。
郵送などでお送りします。

4. 意見の提出方法および場所

意見記入票により提出してください。意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けません。

①持参：下記へ提出してください。

健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②郵送：健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）へ郵送してください。

③ファクシミリ：意見記入票を健康福祉課（FAX☎ 7076）へ送信してください。

④電子メール：意見記入票を添付またはメール本文等により送信してください。

健康福祉課国保・介護グループ：kaigo-soumu@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

12月25日(金)～1月18日(月)17時15分まで

①持参の場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分

②郵送の場合：1月18日(月)の消印まで有効

③ファクシミリ・電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

ただし、意見募集期間の締切日は、1月18日(月)17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人および法人、その他団体